

第4次  
東御市行政改革大綱

平成31年（2019年）3月

東 御 市

## 第4次東御市行政改革大綱 目次

I	はじめに（行政改革の必要性とこれまでの取組）	1
II	東御市の現状と課題	2
	1 人口の推移	
	2 財政状況	
III	基本方針	5
	1 業務量・コストの改革	
	2 行政経営・業務品質の改革	
	3 協働のまちづくりの改革	
IV	基本方針の実現に向けた推進項目	6
V	推進方法	9
	1 推進期間	
	2 推進体制	
	3 進行管理	

## I はじめに（行政改革の必要性とこれまでの取り組み）

行政改革の取り組みは、平成 11 年（1999 年）7 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）の制定に始まり、平成 17 年（2005 年）3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、平成 18 年（2006 年）6 月には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）が制定され、地方分権、地域主権改革の方向性が示されました。

東御市では、平成 18 年度（2006 年度）に「第 1 次東御市行政改革大綱」及び「第 1 次東御市行政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、3 次にわたり行政改革を推進してきました。

今後も、行政改革の取り組みを継続し、絶え間なく推進していくため、「第 4 次東御市行政改革大綱」（以下「本大綱」という。）を策定します。

### これまでの行政改革の取り組み

- ◆ 第 1 次行政改革大綱（推進期間：平成 18 年度～平成 22 年度）  
主な取組項目
  - ・電算システムの見直し
  - ・東御市人材育成方針の策定
  - ・コンビニでの公共料金支払い開始 など
  
- ◆ 第 2 次行政改革大綱（推進期間：平成 23 年度～平成 25 年度）  
主な取組項目
  - ・行政評価制度の確立
  - ・上下水道窓口業務等の民間委託
  - ・市立保育園の統合
  - ・体育施設の指定管理者制度の導入 など
  
- ◆ 第 3 次行政改革大綱（推進期間：平成 26 年度～平成 30 年度）  
主な取組項目
  - ・小学校区単位の地域づくり団体の組織化
  - ・サンファーム管理の民間委託
  - ・予算編成の見直し（一般財源枠配分方式の導入）
  - ・事務事業改善強化活動（サマーレビュー）の実施
  - ・情報伝達媒体の多重化（フェイスブックによる情報発信） など

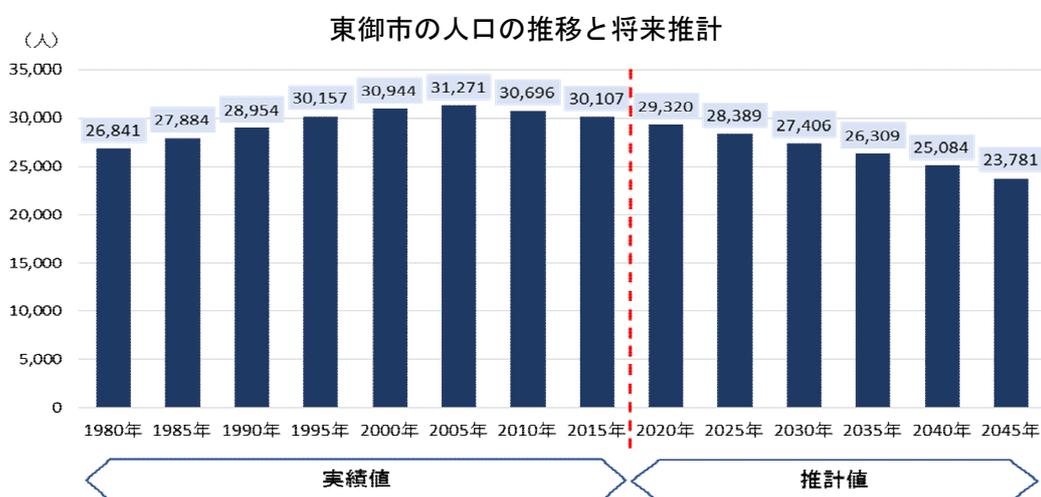
## II 東御市の現状と課題

### 1 人口の推移

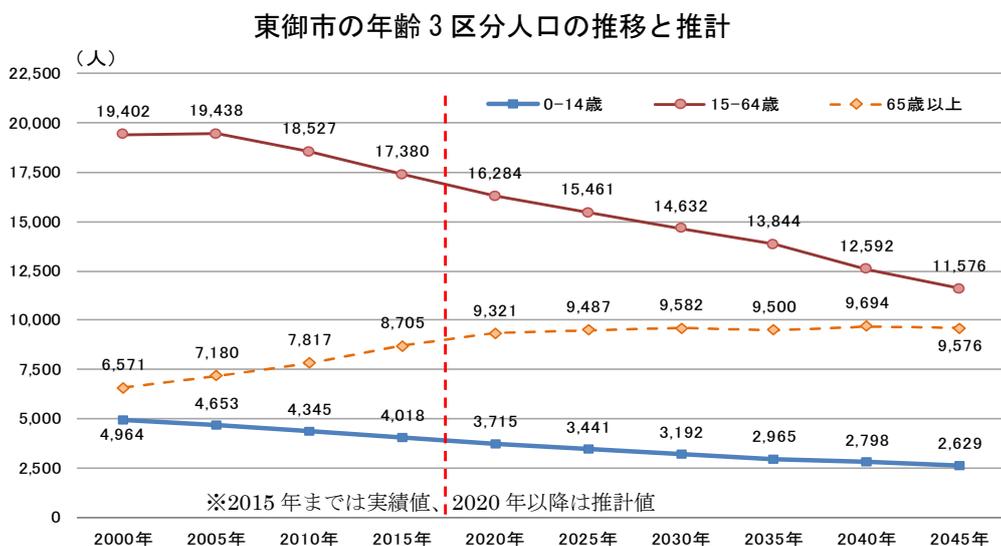
東御市の総人口は平成 17 年（2005 年）の 31,271 人をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年（2015 年）は 30,107 人となっています。今後、人口はさらに減少し、2045 年には 23,781 人となる見通しです。

また、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）は一貫して減少し続け、一方で老年人口（65 歳以上）は 2040 年のピークまで緩やかに上昇し続けるとされています。

こうした社会背景を踏まえたなかで、持続可能な財政基盤の確立や移住・定住人口を増やす取り組みが一層重要となっています。



出典：実績値 総務省「国勢調査」（1980 年～2015 年）  
推計値 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（2018 年）



※2015 年までは実績値、2020 年以降は推計値  
出典：実績値 総務省「国勢調査」（1980 年～2015 年）  
推計値 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（2018 年）

## 2 財政状況

平成 29 年度決算にみる本市の財政状況は、経常収支比率<sup>※1</sup>は 92.5%（対前年 +3.0 ポイント）と前年度より悪化し、財政の硬直化が進行しています。

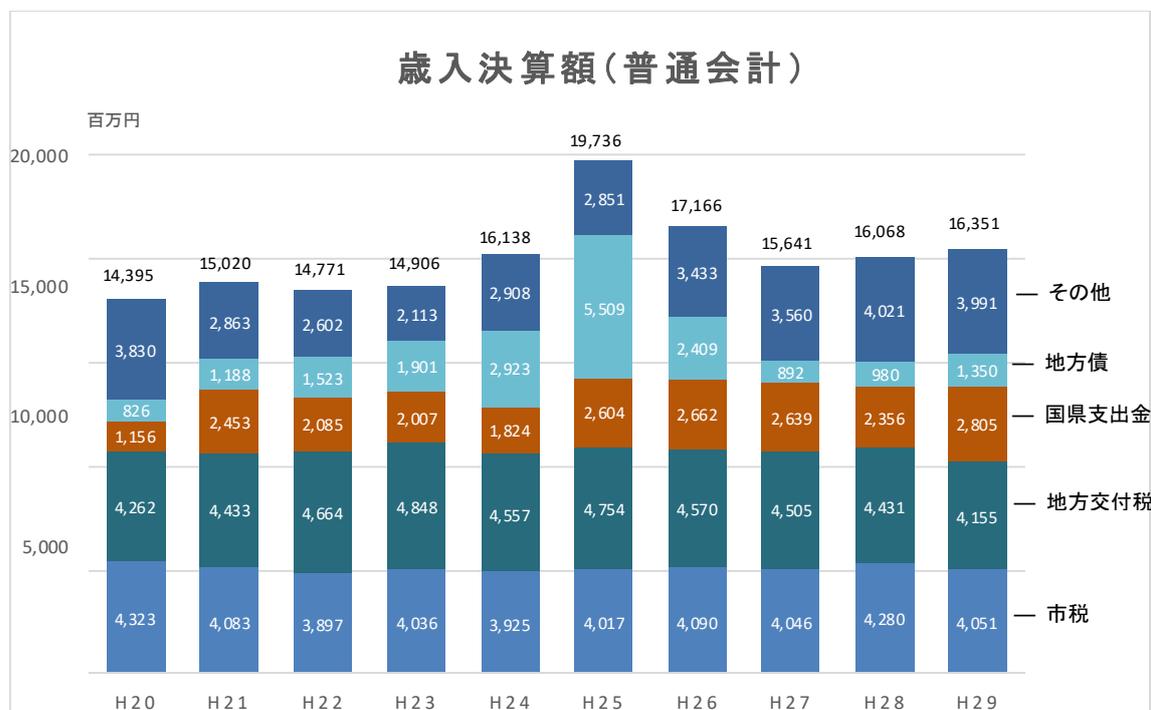
また、財政力指数<sup>※2</sup>は 0.508（対前年+0.01）、実質公債費比率は<sup>※3</sup>6.8%（対前年△0.9 ポイント）、将来負担比率<sup>※4</sup>は 65.1%（対前年+10.7 ポイント）であるものの、今後これまでに実施してきた大型事業などに係る公債費や社会保障関連経費の増加などを考慮すると、本市の財政は構造的にみても厳しい状況におかれており、徹底的な経費の抑制が必要とされています。

- ※1 経常収支比率:地方公共団体の財政の弾力性を示す数値。市町村では 75%を上回らないことが望ましいとされている。  
 ※2 財政力指数:財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体と言える。1.0 を超える団体には普通交付税が交付されない。  
 ※3 実質公債費比率:市税などの収入額に対する地方債元利償還金などの割合。18%以上で起債が同意から許可制となる。  
 ※4 将来負担比率:公債費などの将来の財政負担の程度を示す指標。早期健全化基準は 350%

### (1) 歳入決算

全体的に自主財源以外への依存度が高まっている傾向にあります。特に、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）では合併特例債や第三セクター等改革推進債を活用した大型事業を実施したことにより、歳入・歳出がともに突出しています。

また、市税については、平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 10 年間は 40 億円前後で、ほぼ横ばいで推移していますが、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、税収を含む歳入全体の減少が見込まれます。



※端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

## (2) 歳出決算

社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの提供に伴い、平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)の10年間で社会保障に係る扶助費が約8億円増加し、物件費では、基幹業務システムの外部委託、臨時職員数の増などにより約7億円増加しています。今後も、少子高齢化社会の進行などに伴い、扶助費の更なる増加は避けられない状況にあります。

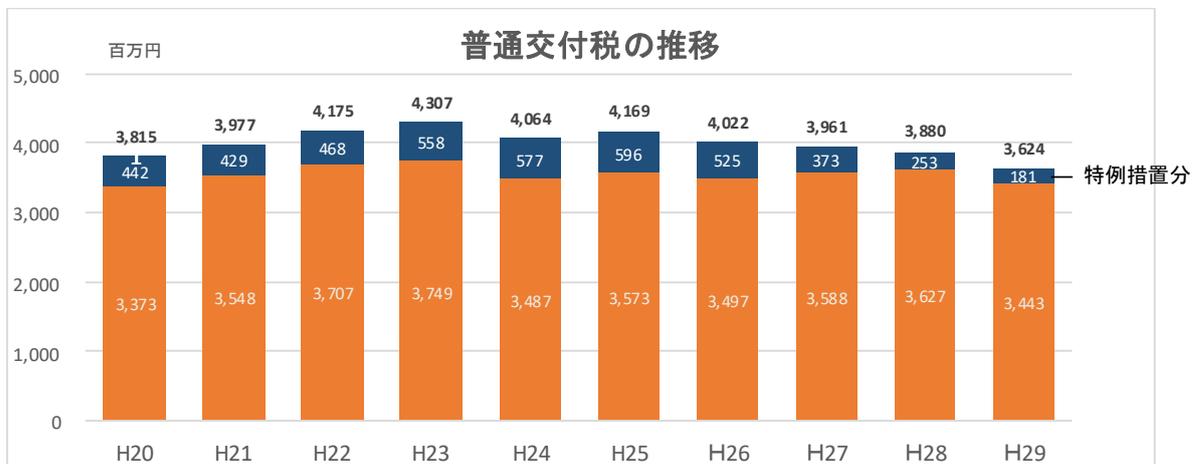


※端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

## (3) 今後の財政見通し

景気の穏やかな回復基調は続いています。自主財源となる個人・法人の市民税及び固定資産税などの市税全体の収入は、今後も横ばいの見込みとなっています。

また、普通交付税においては、平成32年度(2020年度)以降、合併による特例措置が無くなるため、約35億円前後の規模となる見通しです。



### Ⅲ 基本方針

本大綱では、「第2次東御市総合計画」に掲げる将来都市像を実現するため、これまでの取り組みを継続しながらも、市の果たすべき役割を十分に踏まえた上で、重点的に取り組む項目について精査するとともに、目標数値などを明確に定め改革を進めます。

以前のように財政が多少悪化しても、経済成長などによって事態の改善が図れた時代はともかく、これまでと同規模の市政運営を継続すると、将来の市財政に支障をきたす恐れがあります。今後は、サービス本体の必要性を見直しつつ、財政規模・人口規模に見合った行政経営に取り組むとともに、経済・社会・環境を意識した持続可能なまちづくりが求められることから、以下の3点を基本方針として位置づけ、改革を推進します。

#### 1 業務量・コストの改革

行政資源である「ヒト・モノ・カネ」や「情報・知恵」を効率的・効果的に活用するため、事務事業の徹底した見直しとともに、サービス向上にむけて、ITC及び民間活力を積極的に取り入れ、財政の健全化を維持します。

#### 2 行政経営・業務品質の改革

社会経済状況の変化などに伴い、行政サービスの高度化も進むなか、時代の変化に柔軟な対応ができる職員能力の向上と意識改革を進めるとともにスリムで機能的な組織体制を編成します。

また、公共施設などの管理運営については、公民連携の手法を検討するとともに、適正な維持管理を図ります。

#### 3 協働によるまちづくりの改革

少子高齢化や人口減少が進むなかでは、市民と行政が情報と意識の共有を図り、協働して様々な問題を解決していく必要があります。

このため、従来の行政主導的なまちづくりの手法から市民が主体的に考え、参画する、地域が自立したまちづくりを推進します。

## IV 基本方針の実現に向けた推進項目

本大綱で掲げた3つの基本方針を実現するため、次の項目を重点項目として位置づけ推進します。

推進にあたっては、今まで画一的に行ってきた行政サービス水準の維持を前提とせず、具体的な取組事項や目標を明確に定めた「東御市行政改革推進計画」を策定し、進行管理を行います。

### 1 業務量・コストの改革

#### (1) 事務事業の見直し

全ての事務事業を前例踏襲でなく、成果主義の観点からゼロベースで点検し、徹底した経費節減に取り組むとともに、新たな行政課題へ対応するためのスクラップ&ビルドを促進します。

##### ア 公費支出の必要性

既存の事務事業について、行政が担うものか、効果が上がっているかを確認し、実施の妥当性の低い事業については廃止または効率性の観点から見直しを行います。

##### イ BPR<sup>※1</sup>の手法、ICT<sup>※2</sup>の活用

事務事業全般の中で抜本的な改革が求められるものについては、BPRの手法を活用し、その他にも、ICTの活用などを通じて業務の効率化を図ります。

##### ウ 外郭団体の見直し

特定の行政需要を補完する役割を果たしてきた外郭団体については、役割や今後の必要性の観点から確認を行い、独立採算に向けた経営改善の支援などの適正な見直しを図ります。

##### エ 補助金の見直し

補助金については、公益性と社会経済状況の観点から確認し、減額・廃止を含め支出の適正化を図ります。また、各種団体への支援については、活動内容や支援の必要性を見極め、自立した運営への誘導を図ります。

※1 BPR: (Business Process Re-engineering)の略。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、市民及び行政の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組。

※2 ICT: (Information and Communication Technology)の略。情報・通信に関する技術。

#### (2) 民間活力の活用

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業について、民間委託の推進の観点から改めて総点検を実施し、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など民間活力の活用の可能性を検証します。

#### (3) 健全で持続可能な財政運営

安定的な財政基盤を確立するため、歳入面では、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、国県の補助金などの活用、適正な受益者負担の設定など、更なる財源の確保に積極的に取り組みます。

また、歳出面では、新たな市債の発行を伴う新規事業を可能な限り抑制し、サービス水準の見直しも含めた徹底した経費節減に取り組めます。

#### (4) 企業会計、特別会計の健全化

地方公営企業会計、特別会計については、事業経費に事業収入を持って充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の節減、効率化、受益者負担の見直しや、運営形態の再構築などにより、事業収支の改善を図り、一般会計からの基準外繰出に頼らない安定した事業運営を目指します。

## 2 行政経営・業務品質の改革

### (1) 時代に即応した行政組織の構築

社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応できるよう、機能的な行政組織を構築するとともに、適正な人員配置に取り組みます。

#### ア 組織改革

社会情勢や政策目標に柔軟に対応でき、効果的、効率的に事務事業を処理するため、市民にも分かりやすくスリム化された組織づくりに取り組みます。

#### イ 定員管理

社会経済情勢の変化に対応し、効率的で業務の質と量に見合った職員数と適正な配置を定めた、「定員適正化計画」を策定し管理します。

また、平成 32 年度（2020 年度）に施行される地方公務員法等の改正により、臨時職員の任用や手当などの見直しが必要なことから、適正配置により最小限の人員費増に抑えるよう努めます。

### (2) 公共施設の管理

公共施設の管理にあたっては、財政状況を踏まえ、必要最小限度の修繕を行うことにより維持管理経費を削減するとともに、指定管理者制度などを活用し、提供するサービスの質的向上に取り組みます。

#### ア 公共施設のマネジメント

公共施設の改修・更新時期が集中することを避けるため、将来予測を踏まえた各施設の統廃合を含めたなかで、長寿命化の推進を明確にした、個別の管理計画を策定します。

#### イ 公共施設の民営化、民間委託

公共施設の管理、運営については、公共性を担保しながらも、民間による実施が効率的な場合には、民間に任せてサービスの質を高めることも必要です。また、指定管理者制度だけでなく、PPP<sup>※1</sup>、PFI<sup>※2</sup>の手法による管理運営の検討を進めます。

※1 PPP: (Public Private Partnership)の略。「公民連携」と訳され、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと。民間事業者の資金やノウハウを活用して公共サービスの充実を図る手法。

※2 PFI: (Private Finance Initiative)の略。PPP(公民連携)の一つの手法で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

### (3) 人材育成と職員能力の向上

職員は、市民サービスの担い手であると同時に、多様化するニーズに対応するための制度設計や現場対応が求められています。効率的なサービス提供や効果的な施策の検討など、マネジメント能力と自ら学び行動できる職員を育成します。

また、市の事務事業は、法令に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。不適切な事象などの発生を防止するためのコンプライアンス（法令順守）を強化します。

## 3 協働によるまちづくりの改革

### (1) 市民との情報共有と意見交換

開かれた市政を推進するため、市民への説明責任を果たすとともに、市民と行政がまちづくりについて意見交換できる環境の充実を図ります。また、市の意思形成過程に市民が関わるなど、行政の透明性・公平性の向上も図ります。

### (2) 市民との協働の推進

自立した地域づくりを推進するため、5地区の地域づくり協議会や市民活動団体に対する支援の充実を進めます。

更に、地域における良好な環境やコミュニティ機能の維持向上など、新たな公共的サービスを提供する市民協働事業の実現に取り組みます。

## V 推進方法

### 1 推進期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間とします。

### 2 推進体制

#### (1) 行政改革推進本部（庁内の推進体制）

推進本部は、市長、副市長及び教育長をもって組織し、行政改革大綱の策定並びに実施及び推進、行政改革に係る重要事項を総括します。

##### ア 行政改革推進委員会

推進本部に、行政改革及び事務改善の推進等について、調査研究及び調整を行う「行政改革推進委員会」を置き、委員は、副市長、教育長及び部長などをもって組織します。

##### イ 行政改革推進委員会幹事会

推進委員会は、委員会の活動を補佐し、課題ごとの調査研究を行う「行政改革推進委員会幹事会」を置くことができ、幹事は、課長などをもって組織します。

#### (2) 東御市行政改革審議会（第三者によるチェック）

行財政改革の進捗状況を市民や民間などの立場から調査審議するため、「東御市行政改革審議会」を置き、委員は、有識者や市民・諸団体の代表者などをもって組織します。

#### (3) 事務事業点検改善強化活動（サマーレビュー）による推進

事務事業点検改善強化活動では、事務事業を最適化することを目的とし、出納閉鎖後から実施計画・予算編成までの間で重点点検項目などを定め、「点検活動」と、「改善活動」に継続して取り組みます。

### 3 進行管理

本大綱の基本方針及び推進項目に基づいて、具体的な取組事項を定めた「東御市行政改革推進計画」を策定し、年次目標を立て改革を推進します。また、毎年度、取組成果の検証及び取組項目などの見直しを行います。

推進計画の進行管理については、「行政改革推進委員会」において、取組成果の検証、推進項目・目標設定の見直しなどを行い、「東御市行政改革審議会」の調査審議に付します。